

## ■ 弊社方針

- ・決め打ち、もしくは狭い範囲で採用されやすい案件を優先して案内する為に、提出力を徹底していく。万が一メロチェックにて制作曲が返却されても、別曲で提出に漕ぎ着けるといふ責任感を鍛えていく。
- ・普段からの報告・連絡・相談は社会人の当たり前の義務として、意識付けしていく。
- ・忙しいと言ふのを理由にしない様に、人間力を鍛えていく。
- ・普段からの体調管理も、自己責任として徹底していく。
- ・採用が目的なので、提出の為の修正回数は制限ナシとする。但し、提出不可の見通しになった場合、その時点で返却可能とする。
- ・楽曲アドバイスに関しては、その後の再発防止に取り組む。

## ■ 特待生受け入れまでの流れ

- ・1年7月末迄に申請→8月上旬グローブ検討→適時活動開始※時期相談
- ・12月までを活動準備期間として、スカイプ整備や提出までの流れの理解、実作業を通して仮歌態勢の強化、そしてアレンジやミックス含めて最終提出出来るノウハウを共有。翌年1月から3月までは通常の活動を通して提出ペースを上げていき、2年次から月に1曲の提出ペースを維持する。
- ・歌の録音は、vo科の生徒さんから選考して学校のスタジオを活用するのを優先しつつ、事前に歌のスキル確認をとっておくことを条件とする。もし該当者無しの場合は、弊社歌い手を紹介。

## ■ 特待生終了条件

- ・契約期限は在学中の3月卒業までとし、4月以降の活動について前年12月最終授業日までに、契約終了か育成枠／通常枠での継続か申請するのを義務とする。
- ・本人の事前報告なしによる、2ヶ月不参加。
- ・インスト／歌物等フィールドの変更。
- ・本人の活動辞退申告。
- ・弊社所属作家の締結、もしくは他事務所所属決定。
- ・授業出席率の低下、もしくはそれに相当する事由が発生した場合。
- ・弊社の作家として活動するにあたって、不適切な事由が発生した場合。
- ・退学

## ■ 備考

- ・特待生が途中辞退した場合は、別の生徒さんの申請も可能とするが、準備期間6ヶ月かかるため、2年生で6月以降は対象外とする。
- ・該当者なしも選択可能とする。
- ・採用時は、買取の場合は請求書の発行、印税の場合は弊社の育成枠同等として、著作権契約書の締結と印税の50%をお支払いする。

## 特待生受入れ概要書

Ver2.0

### ■目的と概要

- ・産学共同の連携により、特待生として生徒さんの受け入れを実施して、学生在籍中に採用を目指すことを目的とする。
- ・将来性の高い生徒さんを学校推薦者として2名まで申請して頂き、弊社が合意した上で活動開始とする。
- ・授業の無遅刻&出席率90%以上の生徒さんを申請対象とし、それを維持しながら活動するのを条件とする。
- ・インスト、歌物でも申請可能とする。

### ■特待生受け入れ条件

【歌物】歌入りワンコーラス以上のストック15曲以上。

【インスト】1分以上のデモ15曲以上。

- ・授業の無遅刻&出席率90%以上の生徒さんにて、申請&継続条件とする。
- ・過去の制作期間が1曲2週間以上かかっている場合は、対象外とする。
- ・1年生の特待生受け入れは、在学中の採用事例を最大限確保する事が狙いではあるが、該当者無しの場合は2年生からの申請も可能とする。もし、諸事情により特待生解消の場合は、別の生徒さんで申請可能とする。
- ・特待生合格の生徒さんとは、弊社育成枠をベースにしたエージェント契約書(保護者記入欄付き)を締結し、プロとして活動する意識の向上とコンプライアンスや情報漏れ防止を徹底していく。
- ・専属契約ではないので、在学中は学校開催の他社コンペも参加可能とし、生徒さんの将来の選択肢を一切制限しない。但し、他事務所からコンペ情報が弊社と重複する場合は、速やかにその旨報告し、参加有無の判断を仰ぐ。
- ・弊社に提出した楽曲は、インスト歌物関係なく在学中は弊社管理楽曲とし、卒業後は確認取れた曲から順次返却扱いとするが、ジャニーズやAKBグループ等は、弊社から返却案内するまでは弊社の管理楽曲とする。特にインストと歌物共に、数年前の提出楽曲が採用されるケースが年数回発生しているので、楽曲をそのまま預けるか返却かを選択可能とし、同時に提出曲の楽曲データ保全も義務とする。
- ・精神疾患がある場合は、特待生候補対象外とする。

### ■学校側メリット

- ・特待生をカリスマクリエイターとしてブランド化する事で、学生全体的に意識の向上を図る。
- ・採用された場合の学校実績強化による、質の良い生徒の更なる獲得という循環を可能としていく。